

議案第 29 号

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 10 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

世田谷区教育委員会に対する寄附金の申出を行った者等に対し、世田谷区教育センターのプラネタリウムの観覧料を免除することに伴い、観覧料の減免の規定を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立教育センター条例施行規則（昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に該当する場合で委員会が相当と認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成28年5月16日から施行する。

## 新旧対照表

## 世田谷区立教育センター条例施行規則

新	旧
世田谷区立教育センター条例施行規則	世田谷区立教育センター条例施行規則
昭和63年7月26日	昭和63年7月26日
世教委規則第7号	世教委規則第7号
改正 平成元年3月31日世教委規則第5号	改正 平成元年3月31日世教委規則第5号
平成4年7月15日世教委規則第15号	平成4年7月15日世教委規則第15号
平成4年9月10日世教委規則第18号	平成4年9月10日世教委規則第18号
平成5年6月24日世教委規則第5号	平成5年6月24日世教委規則第5号
平成6年6月30日世教委規則第6号	平成6年6月30日世教委規則第6号
平成7年3月15日世教委規則第3号	平成7年3月15日世教委規則第3号
平成11年3月24日世教委規則第7号	平成11年3月24日世教委規則第7号
平成12年3月31日世教委規則第4号	平成12年3月31日世教委規則第4号
平成13年3月1日世教委規則第3号	平成13年3月1日世教委規則第3号
平成14年4月30日世教委規則第17号	平成14年4月30日世教委規則第17号
平成18年3月29日世教委規則第18号	平成18年3月29日世教委規則第18号
平成20年3月28日世教委規則第22号	平成20年3月28日世教委規則第22号
平成22年3月26日世教委規則第9号	平成22年3月26日世教委規則第9号
平成28年5月13日世教委規則第___号	
省 略	省 略
(観覧料の減免)	(観覧料の減免)
第5条 条例第8条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。	第5条 条例第8条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者が観覧するとき。 観覧料の半額	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者が観覧するとき。 観覧料の半額
(2) 区の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の全額	(2) 区の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の全額
(3) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の半額	(3) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の半額

(4) 前3号のほか、委員会が特に必要と認めるとき。 観覧料の半額又は観覧料の全額

2 前項第1号に該当する者を除き、観覧料の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、プラネタリウム観覧料減免申請書(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当する場合で委員会が相当と認めたときは、この限りでない。

3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリウム観覧料減免承認書(第3号様式)を減免申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成28年世教委規則 号〕

省 略

附 則(平成22年3月26日世教委規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月13日世教委規則第 号)

この規則は、平成28年5月16日から施行する。

(4) 前3号のほか、委員会が特に必要と認めるとき。 観覧料の半額又は観覧料の全額

2 前項第1号に該当する者を除き、観覧料の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、プラネタリウム観覧料減免申請書(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリウム観覧料減免承認書(第3号様式)を減免申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成14年世教委規則17号〕

省 略

附 則(平成22年3月26日世教委規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。